

スポーツ施設等指定管理者申込要項

(大和市スポーツ施設設置条例規定施設)

大和スポーツセンター

草柳庭球場

桜森スポーツ広場

下福田野球場

下福田スポーツ広場

平成27年 8月

大和市文化スポーツ部

【目 次】

1. 施設の概要	
(1) 施設の目的と指定管理者に期待する役割	1
(2) 施設の概要	1
2. 指定管理にあたっての条件	
(1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）	3
(2) 指定期間	3
(3) 利用料金制	3
(4) 指定管理料	4
(5) 管理の基準	4
(6) 委託の制限	5
(7) 業務の引継ぎ	5
(8) モニタリング	6
(9) 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	6
(10) リスク分担	7
(11) その他	7
3. 申込の手続き	
(1) 申込資格	8
(2) 提出書類	9
(3) 質問の受付	10
(4) 提出期限	10
4. 選定の基準等	
(1) 選定方法	10
(2) 選定基準	10
(3) 書類審査	10
(4) 面接審査	11
(5) 選定結果のお知らせ	11
5. 指定管理者の指定	
(1) 指定管理者の指定	11
(2) 指定の年月日	11
(3) 協定の締結	11
6. スケジュール	11
7. 添付書類	12
8. 提出先及び問合せ先	12

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市スポーツ施設設置条例規定施設（以下「スポーツ施設等」という）は、スポーツ振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されています。

指定管理者には、大和市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設等の効果的な活用や利用者の利便性の向上を図るため、施設の設置目的の範囲内において、次の点を考慮することを期待します。

- ・大和市（以下「市」という）と連携して施策展開ができるよう配慮すること。
- ・総合型地域スポーツクラブ等の育成に協力できるよう配慮すること。
- ・地域スポーツ団体と継続して連携するよう配慮すること。

(2) 施設の概要

①大和市営大和スポーツセンター（体育会館・競技場・プール）

- ア. 所在地 大和市上草柳 1-1-1
- イ. 開設年月日 (体育会館) : 昭和 62 年 4 月 1 日
(競技場) : 平成 2 年 4 月 1 日
(プール) : 昭和 40 年 7 月 20 日

ウ. 施設内容

敷地面積 45,715 m²

建物延床面積

体育会館 13,593.93 m²

競技場（管理棟他） 3,287.41 m²

プール（更衣室他） 158.74 m²

※上記の他、大和スポーツセンターにはカフェテリア（食堂・81 m²）が併設されています。

構造・規模

体育会館 鉄骨、鉄筋コンクリート造 地上 5 階地下 1 階

競技場 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 トラック 400m 8 コース

プール 鉄筋コンクリート造 50m 8 コース

カフェテリア 軽量鉄骨造平屋建 26 席

※現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先とする。(以下全ての施設同じ)

②大和市営草柳庭球場

- ア. 所在地 大和市下草柳 1157
- イ. 開設年月日 昭和 54 年 4 月 1 日
- ウ. 施設内容

敷地面積 3,615 m²

建物延床面積 管理棟 69.39 m²（鉄骨平屋建）

構造・規模 オムニコート 5 面

③大和市宮桜森スポーツ広場

ア. 所在地 大和市桜森1-97-1

イ. 開設年月日 昭和55年7月6日

ウ. 施設内容

敷地面積 6,544㎡

建物延床面積

物置、トイレ 14㎡ (軽量鉄骨プレハブ平屋建)

構造・規模 グラウンド (土)

利用種目 少年サッカー、少年野球、婦人ソフトボール、グラウンドゴルフ、
ゲートボール、地域行事 他

④大和市宮下福田野球場

ア. 所在地 大和市福田89

イ. 開設年月日 昭和60年7月27日

ウ. 施設内容

敷地面積 11,919.57㎡

建物延床面積 ダッグアウト 26㎡ (鉄骨FRP張)

構造・規模 両翼84m センター107m

⑤大和市宮下福田スポーツ広場

ア. 所在地 大和市福田310

イ. 開設年月日 平成22年4月1日

ウ. 施設内容

敷地面積 13,648.50㎡

a メイングラウンド (混合土敷)

面積: 約6,194㎡

利用種目: 少年サッカー、少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、
ゲートボール、地域行事 他

b ふれあいの広場 (芝張り)

面積: 約1,200㎡

主な内容: 公園的開放スペース

c あそびの広場 (芝張り)

面積: 約875㎡

主な内容: 公園的開放スペース

d その他付帯施設

フェンス H1.8m

トイレ (浄化槽含む) 1棟

倉庫 1棟

駐車場 30台 (車)、50台 (自転車) ・ ・ 約875㎡

雨水浸透施設

給排水施設

防球ネット

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

①施設の運営に関すること

- ・利用者等からの要望・意見の対応
- ・安全確認のための巡回巡視等の対応
- ・利用者の安全確保、利用指導及び案内等に関する業務
- ・施設利用者の受付・承認・利用料金に関する業務
- ・スケジュール管理業務
- ・経理業務
- ・報告、統計業務
- ・情報提供業務
- ・事業計画書及び収支予算書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・スポーツ課等関係機関との連絡調整
- ・自己評価の実施
- ・指定期間終了にあたっての引継業務
- ・大和市環境方針等の環境保全活動に関する業務
- ・その他日常業務の調整

②維持管理に関すること

- ・樹木等植物育成管理
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・巡視・点検
- ・その他維持管理に必要な業務

③自主事業に関すること

指定管理者は、スポーツ施設等の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。

なお、自主事業の実施にあたっては、あらかじめ市と協議を行い、事業計画書を提出する必要があります。

(2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入となります。

スポーツ施設等の利用料金は、大和市スポーツ施設設置条例第19条に規定する範囲内で、市の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

なお、大和市スポーツ施設設置条例第19条に定められているスポーツ施設等の利用料金については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

(4) 指定管理料

- ① 市は管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払います。
- ② 年間指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は、下記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。
なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となりますので、ご注意ください。
平成28年度 指定管理料の上限額
188,000,000円（1年間）
平成29年度から平成32年度 指定管理料の上限額
191,230,000円（1年間）
※消費税及び地方消費税の税率は、平成28年度は8%、平成29年度以降は10%で計算してください。
- ③ 指定管理料の支払い
会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎の前払いとします。
- ④ 管理口座
指定管理料は団体等の口座とは別の口座で管理してください。
- ⑤ 剰余金の取り扱い
指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。
※仕様などの変更等により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。
- ⑥ 自動販売機に関する収入
施設内に設置されている自動販売機に関する収入は、指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

(5) 管理の基準

- ① 人員の配置等（詳細は仕様書のとおり）
 - ア. 施設全体を総括して管理する責任者を1名配置するほか、仕様書等に基づき、業務を遂行するために必要な人員を配置すること。
 - イ. 職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
 - ウ. 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。
- ② 法令等の遵守
業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。大和市スポーツ施設設置条例及び同条例施行規則ほか、特に以下のことに気をつけてください。
 - ア. 地方自治法
 - (i) 第244条第2項 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。
 - (ii) 第244条第3項 普通地方公共団体は、住民が施設を利用することについて

て、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

イ. 大和市個人情報保護条例

大和市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講じるものとする。

(6) 委託の制限

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に対して委託することはできません。

ただし、次の業務においては、第三者への委託を可能とします。

①大和スポーツセンター

ア. 体育会館

清掃（競技場含む）、設備管理、警備、年間保守管理、貯水槽清掃、消防用設備等保守点検、施設用ナイロンマット保守、電気時計設備定期保守点検、体育器具保守点検、夜間警備（食堂、競技場を含む）、自動扉保守点検、トイレ洗浄・脱臭装置保守点検（競技場を含む）、放送設備保守点検（競技場を含む）、移動観覧席保守点検、エレベータ保守点検、空調自動制御機器年間保守点検、資源分別回収運搬処分、受付・案内

イ. 競技場

管理（清掃・軽作業等）、芝生維持管理、機器保守点検、樹木剪定（体育会館含む）

ウ. プール

管理（監視等）、受水槽・プール及びピット清掃、プール用濾過装置保守点検

エ. カフェテリア

運営（飲食物提供等）

②草柳庭球場

維持管理（点検、簡易整備、清掃）、グラウンド・コート整備

③桜森スポーツ広場

グラウンド・コート整備

④下福田野球場

トイレ清掃（し尿汲み取り）、グラウンド・コート整備

⑤下福田スポーツ広場

維持管理（点検、簡易整備、清掃）、グラウンド・コート整備、浄化槽清掃・保守点検、芝生維持管理

※その他市長の承認を得たものの委託は可能とします。

(7) 業務の引継ぎ

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。

指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担について、すべて次期指定管理者の負担となります。

(8) モニタリング

市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するためモニタリングを実施します。

また、指定管理者は、自ら行う管理運営業務の自己評価を実施するものとします。

市は、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、改善勧告を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

なお、市の監査委員が必要と認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

①事業評価

指定期間中は以下の事業評価を実施します。

ア. 定期モニタリング

(i) 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとします。

(ii) 四半期総括書の提出

指定管理者は、3ヶ月に一度、過去3ヶ月間の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市に提出するものとします。

(iii) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に協定書に定めた事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出するものとします。

(iv) 書式

月報及び四半期総括書の書式は、協定において定めるものとします。

イ. 自己評価（セルフモニタリング）

(i) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、施設の管理運営がスポーツ施設等の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己評価を行うものとします。

また、指定管理者は、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取入れる取組みを行うものとします。

(ii) 評価項目

評価項目については、協定において定めるものとします。

②業務の水準が低下した場合の措置

業務評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

(9) 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

①指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくスポーツ施設等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

②その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくスポーツ施設等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(10) リスク分担

指定管理業務に係る市と指定管理者の責任分担は、別紙のリスク分担表の通りとします。

なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又はリスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

(11) その他

①保険の付保

本業務の実施にあたり、指定管理者は仕様書等に掲載する内容の保険を付保しなければなりません。

②利用受付・利用料金の収受

スポーツ施設（大和市スポーツ施設設置条例規定施設）等及び公園施設（大和都市公園条例規定施設）等の利用受付・利用料金の収受等に関しては、市と指定管理者の協議の上、相互に対応するものとします。

③その他契約

指定管理者として市から指定された者は、別途、次の大和市直営施設の管理運営について業務委託契約を締結するものとします。

なお、本業務委託料は、指定管理料には含まれませんのでご注意ください。

ア．業務の範囲

- (i) 施設の利用承認及び許可に関すること。
- (ii) 条例及び規則の規定に準じて地域住民の利用に関すること。
- (iii) 施設、付帯施設等の保守点検及び維持管理に関すること。
- (iv) その他、施設の管理運営に関し、大和市が指定する軽易な事務。

イ．対象施設

(i) 南林間スポーツ広場

所在地 大和市南林間 9-3722

面積 3,325 m²

(ii) 深見歴史の森スポーツ広場

所在地 大和市下鶴間 2747-1

面積 5,256 m²

深見歴史の森スポーツ広場駐車場

所在地 大和市下鶴間 2746-3

面積 984 m²

ウ. 業務委託料

平成27年度業務委託料実績額：6,042,125円（参考）

④自動販売機

自動販売機に関するトラブル（釣り銭切れ、機械の故障破損により設置業者への連絡等、空き缶・空き瓶への対応）や、販売物搬入に対する支援等については、自動販売機の設置業者と指定管理者との間で協議いただくこととなりますので、この件については、指定管理料の積算において算入しないようご注意ください。

3. 申込の手続き

(1) 申込資格

①申込資格等

申込者は、法人またはその他の団体（以下「団体等」という）、若しくは共同事業体とし、個人での申込は受けません。共同事業体で申込する場合は共同事業体を代表する団体等を定めてください。

②申込者の一般的な制限事項

次に該当する団体等（その他の団体においては代表者）又は共同事業体は、申込者となることができません。

(ア) 法律行為を行う能力を有しないもの

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触するもの

(エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(オ) 引き続き2年以上その営業に従事していないもの

(カ) 国税、地方税等を滞納しているもの

(キ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けたもの

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているもの又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であるもの

(ケ) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの

(コ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていないもの

(サ) その他市長が指定管理者として適当でないと認めるもの

(シ) 共同事業体で応募しようとする場合で、次のいずれかに該当するもの

i) 構成する団体等のいずれかが第1号から第11号までの条件に該当するもの

ii) 応募時に「共同事業体協定書」を提出できないもの、又は選定後協定締結時まで代表団体等及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないもの

iii) 複数申込の禁止

単独で申込した団体等は、共同事業体による申込の構成員となることはできません。

また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

④共同事業体による申込の構成員の変更

共同事業体による申込の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて申込書類の再提出を求めます。

⑤申込に関する留意事項

ア. 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件申込についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

イ. 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ. 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ. 申込書類の取り扱い

申込書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

オ. 申込の辞退

申込受付後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

カ. 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

キ. 申込書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申込者の提出する申込書類の著作権はそれぞれの申込者に帰属します。なお、申込書類は、本事業において市長が必要と認めるときは、申込書類の全部又は一部を公表、使用できるものとします。

(2) 提出書類

①指定管理者指定申込書(大和市スポーツ施設設置条例施行規則第13条関係1号様式)

②定款等 最新のもの

③登記簿謄本 申込日前6ヶ月以内

④制限事項に該当しないことの宣誓書

⑤申込団体の収支予算書及び事業計画書 団体自身の内容がわかるもの(最新のもの)

⑥申込団体の収支決算書及び事業報告書 団体自身の内容がわかるもの(最新のもの)

⑦管理業務に関する企画提案書及び企画提案説明会で使用するプレゼンテーション資料

⑧管理業務に関する収支予算書

⑨管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出

⑩団体の概要がわかるもの 団体の活動実績及び経営状況を証明する書類

⑪財産目録

⑫その他必要書類 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税）、団体の資格を証明する書類、共同事業体による申込の場合の必要書類(協定書、委任状、構成員名簿等)

※提出部数 正本1部 副本12部

※⑦、⑧については、データファイルを格納したCD等も2部提出してください。

(3) 質問の受付

①受付期間 平成27年8月24日（月）～平成27年9月4日（金）

②受付方法

質問は電子メールにて提出してください。

電話や口頭等による質問は受付いたしません。

また、審査への質問、質問受付期間終了後の質問は受け付けません。

※質問の提出先については申込受付後に通知いたします。

③質問回答

質問に対しては、9月14日（月）までに回答します。

質問内容及び回答内容をホームページにて公開します。

(4) 書類提出期限

平成27年9月24日（木）17時15分必着

4. 選定の基準等

大和市スポーツ施設設置条例第5条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定します。

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、文化振興課による書類審査及び選定委員会による面接審査により行います。

(2) 選定基準

①スポーツ施設等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。

②スポーツ施設等の効用を最大限に発揮するものであること。

③スポーツ施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること。

④スポーツ施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込があること。

⑤その他市が別に定める基準。

(3) 書類審査

指定申込書の提出後、申込者の参加資格要件等について文化振興課が審査を行い、それを具備すると判断した申込者に限り、面接審査を行います。

(4) 面接審査

企画提案説明会（申込者によるプレゼンテーション及び質疑応答）を行い、選定委員会による審査を実施します。

①日時 平成27年10月13日 時間は書類審査後に通知します。

②場所 大和市役所第1分庁舎第5会議室

ア. プレゼンテーションの配分時間は、1申込者20分とします。選定委員会による質疑応答時間は別に設けます。

イ. 企画提案説明会の出席者数は、1申込者4名までとします。

ウ. 申込者がプレゼンテーションで事業計画等の説明を行う場合は、口頭で行うものとします。ただし、説明に必要なプロジェクターなどは使用を可とします。

エ. プレゼンテーションに使用する機器等については、申込者が用意するものとします。

オ. プレゼンテーションで、申込者が不参加または、配分時間を超えて説明を行った場合は、選考の対象から除外するものとします。

カ. プレゼンテーションは、公開とします。ただし、審査対象施設の申込団体関係者は傍聴できないものとします。

キ. 企画提案説明会終了後の審査審議中は、非公開とします

(5) 選定結果のお知らせ

選定結果は、平成27年10月末日までに通知します。

5. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

選定された申込者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決後に指定管理者として指定します。

(2) 指定の年月日 平成28年4月1日（金）

(3) 協定の締結

協議に基づき協定を締結します。協定は以下の項目について定めます。

①総則に関する事項

②業務の範囲と実施条件に関する事項

③業務実施に係る市の確認事項

④指定管理料に関する事項

⑤損害賠償及び不可抗力に関する事項

⑥指定期間の満了に関する事項

⑦指定期間満了以前の指定の取消に関する事項

⑧その他市が必要と認める事項

6. スケジュール

①質問事項の受付期間：平成27年8月24日（月）～平成27年9月4日（金）

②質問の回答：平成27年9月14日（月）まで

③申込書類受付期間：平成27年8月24日（月）～平成27年9月24日（木）

- ④申込書類提出期限：平成27年9月24日（木）17時15分必着
- ⑤書類審査の結果及び面接審査の日程案内 平成27年10月上旬
- ⑥面接審査（書類審査通過者によるプレゼンテーション） 平成27年10月13日
- ⑦選定結果の公表、申込者への通知：平成27年10月末日まで
- ⑧大和市議会における議決：平成27年12月下旬
- ⑨指定管理者の指定：平成28年4月1日（金）
- ⑩協定の締結：平成28年4月1日（金）
- ⑪管理の開始：平成28年4月1日（金）

7. 添付書類

- ①リスク分担表
- ②指定管理者指定申込書様式
- ③企画提案書（様式1）
- ④収支予算書様式（様式2）
- ⑤辞退届様式（様式3）
- ⑥制限事項に該当しないことの宣誓書（様式4）

8. 提出先及び問合せ先

- ①名 称 大和市文化スポーツ部スポーツ課
- ②住 所 〒242-0029 大和市上草柳1-1-1 大和スポーツセンター内
- ③電 話 046（260）5762
- ④FAX 046（262）9514

別紙 リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協 議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協 議	
周辺住民・市民等 及び施設利用者へ の対応	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設 利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○
	上記以外のもの	協 議	
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協 議	
	一般的な税制変更等		○
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継 続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余 儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運 営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の 増加によるもの	協 議	
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事 由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協 議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤り によるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当り130万円（消費税 及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さな い修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定 できないもの（1件当り130万円（消費税及び地 方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定 できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協 議	
第三者への賠償	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協 議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協 議	

需要変動	利用者の増減に伴う管理者の収益の増減		○
情報の保護	管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用 及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	管理者の責によるもの		○

指 定 申 込 書

平成 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

(事業共同体名・代表団体名)

代表者名

印

スポーツ施設等（大和市スポーツ施設設置条例規定施設）の指定管理者の指定を受けた
いので、下記の書類を添付の上、申し込みます。

記

1. 定款等 最新のもの
2. 登記簿謄本 申し込み日前6ヶ月以内
3. 制限事項に該当しないことの宣誓書
4. 申込団体の収支予算書及び事業計画書 団体自身の内容がわかるもの(最新のもの)
5. 申込団体の収支決算書及び事業報告書 団体自身の内容がわかるもの(最新のもの)
6. 企画提案書、企画提案説明会で使用するプレゼンテーション資料
7. 収支予算書
8. 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出
9. 団体の概要がわかるもの 団体の活動実績及び経営状況を証明する書類
10. 財産目録
11. その他必要書類 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）、団体の資格を証明する書類、共同事業体による申込の場合の必要書類（協定書、委任状、構成員名簿等）

様式 1

企画提案書

施設名：	
1. 法人・団体及び共同事業体の概要 （共同事業体の場合は一覧表にして各々の団体毎に記入すること）	
法人・団体及び共同事業体の名称	
代表者名（共同事業体の代表者）	
所在地等	
連絡先（電話番号・担当者名）	
資本金	
役員数・社員数	
設立年月日	
主な業務	
2. 施設の利用者の平等利用の確保及びサービスの向上の取り組みについて	
施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	
基本方針	
利用条件の考え方	
利用の不承認の考え方・承認の取消の考え方	
苦情処理体制	
サービス向上の取り組みについて	
基本方針	
管理運営の企画内容	
自主事業の企画内容	
自己評価（セルフモニタリング）	
利用者の要望・意見への対応策	
地域との連携対応	
3. 施設の効用を最大限に発揮する方法について	
施設の特徴を生かした事業計画について	
基本方針	
各施設の特徴を生かした事業計画（各施設ごとに）	

	施設間の連携	
	有料公園施設との連携	
4. 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費について		
	関係法令等の遵守	
	関係法令等の遵守	
施設の適切な維持及び管理について		
	基本方針	
	緊急時の対策	
	防犯防災対策	
	事故防止対策	
	施設の保全に関する取組み	
効率的な経営について		
	基本方針	
	管理に係る経費の縮減	
	指定管理料提案額	
	効率的な経営	
5. 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力について		
管理を安定して行う物的・人的能力について		
	基本方針	
	事業者理念・経営方針	
	経営状況及び組織規模	
	ISO（品質、環境）等取得状況	
人員の確保及び育成について		
	基本方針	
	職員の選考方法・選考基準	
	現指定管理者に雇用されている職員の継続雇用に対する配慮	
	職員の配置・確保	
	職員の教育・研修	
関連施設の受注・経営実績		
	関連施設の受注・経営実績	

6. その他

個人情報の保護及び情報公開に対する措置について

個人情報の保護措置	
個人情報の開示請求への対応措置	
情報公開請求への対応措置	
文書の分類・作成・保存及び廃棄に関する基準	
その他の提案について	

用紙は、A4及びA3サイズにすること。

様式2

平成 年 月 日

収 支 予 算 書

団 体 名
所 在 地
代表者役職・氏名
(事業共同体名・代表団体名・役職氏名)

(単位：千円)

	項 目	内 訳 (積算根拠等)	金 額	
			平成 28 年度	平成 29 年度～ 平成 32 年度
収入	市が支払う経費			
	利用料金収入			
	その他収入			
	収入合計(A)			
支出	人件費			
	事務費			
	事業費			
	施設管理費			
	事務経費			
	支出合計(B)			
収支(A)-(B)				
収支についての考え方				

様式3

辞 退 届

平成 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

(事業共同体名・代表団体名)

代表者名

印

スポーツ施設等(大和市スポーツ施設設置条例規定施設)の指定管理者の申込について、
次の理由により辞退します。

記

- 1 辞退の理由
- 2 担当者氏名
- 3 所属・職名
- 4 電話番号
- 5 F A X 番号

様式4

制限事項に該当しないことの宣誓書

平成 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

代表者名

印

当団体（法人格を有さないその他団体においては代表者）は、スポーツ施設等（大和市スポーツ施設設置条例規定施設）の指定管理者の申し込みに際し、以下に規定する制限事項に該当しないことを宣誓します。

<制限事項>

- (ア) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触するもの
- (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (オ) 引き続き2年以上その営業に従事していないもの
- (カ) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (キ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けたもの
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているもの又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であるもの
- (ケ) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの
- (コ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていないもの
- (サ) その他市長が指定管理者として適当でないと認めるもの
- (シ) 共同事業体で応募しようとする場合で、次のいずれかに該当するもの

- i) 構成する団体等のいずれかが（ア）から（サ）までの条件に該当するもの
- ii) 応募時に「共同事業体協定書」を提出できないもの、又は選定後協定締結時までに代表団体等及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないもの
- iii) 複数申込の禁止
単独で申込した団体等は、共同事業体による申込の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

※ 国税及び地方税の納付義務がない場合は、その理由を記載すること。
（理由）：